

那須塩原市学校給食用物資納入事業者登録要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関し、給食用物資の品質及び安定的な供給を確保し、安全安心な学校給食の提供を推進するため、給食用物資の納入事業者の登録について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この告示において「給食用物資」とは、別紙「物資規格」の内容を満たす物資をいう。

(給食用物資を納入できる者)

第3条 給食用物資を納入する者は、那須塩原市学校給食用物資納入事業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録された者（以下「登録者」という。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食の目的を達成するために必要と認められる場合は、登録者以外の者から給食用物資を調達できるものとする。

(登録の区分及び取扱物資)

第4条 登録する給食用物資の区分は別表第1に掲げるとおりとし、複数の区分を選択することができるものとする。

(納入場所)

第5条 給食用物資の納入場所は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、第12条の規定により、別に定めのある場合は、各学校への納入を可能とする。

- 2 登録者は、複数の納入場所を選択することができるものとする。

(登録の基準)

第6条 登録者は、次に掲げる基準及び別紙に定める取扱食材区分ごとの物資規格を満たしているものとする。

- (1) 学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解していること。
- (2) 栃木県内に本店、支店、営業所、工場その他の固定した施設を有しているこ

と。

- (3) 食品に関する営業実績が継続して2年以上あり、経営状況が良好であること。ただし、登録者が新たに会社を設立した場合は、この限りでない。
- (4) 申請を行う事業所が所在する市町村の市町村税に滞納がないこと。
- (5) 倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両その他の衛生管理上必要な設備を有し、品質管理が適正に行われていること。
- (6) 食品の製造加工に係る場合は、従業員の腸内細菌検査を定期的実施し、その結果を那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から求められた場合は、遅滞なく提出できること。
- (7) 教育委員会から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できること。
- (8) 随時の立入検査等については、速やかに応じることができること。
- (9) 食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (10) 学校給食の実施に必要な所要量を確実に提供でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。

（登録の申請）

第7条 登録希望者は、学校給食用物資納入事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請するものとする。ただし、食品営業許可業種でない場合には第2号及び第3号に掲げる書類は不要とし、事業者の本店等の住所地又は所在地が市内の場合には第4号に掲げる書類を市税等滞納調査同意書（様式第2号）に代えることができる。

- (1) 営業を行っていることを明らかにする書類
- (2) 食品営業許可証の写し
- (3) 直近の食品衛生監視票及び申請日から2月前以内の従業員の腸内細菌検査結果証の写し
- (4) 申請を行う事業所が所在する市町村の市町村税の納税証明書又は完納証明書
- (5) 誓約書（様式第3号）

2 この告示に示す登録基準と同等の基準を有すると教育委員会が認めた事業者については、登録申請を不要とする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、2年以内とする。

(審査登録)

第9条 教育委員会は、第7条に規定する申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、名簿に登録する。

2 教育委員会は、前項の審査の結果を学校給食用物資納入事業者（登録・不登録）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 登録の有効期間中、登録者の商号又は名称、所在地又は住所、代表者氏名等及び登録の区分について市ホームページにおいて公表するものとする。

(契約の締結)

第10条 市は、登録者と学校給食用物資供給契約書により契約を締結するものとする。

2 前項の契約は、登録後速やかに行うものとする。なお契約は、年度ごとに更新するものとする。

(登録の変更)

第11条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、学校給食用物資納入事業者登録事項変更・廃止届（様式第5号）を速やかに教育委員会に提出するものとする。

(発注、納入等)

第12条 給食用物資の発注、納入等に関する事項は、別に定めるものとする。

(登録の取消し等)

第13条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 不良品を納入した場合
- (2) 健康被害が発生した場合
- (3) 事故等が発生した場合
- (4) 学校給食の運営に当たり、著しく適正を欠くと認められる場合
- (5) 第6条に規定する登録の基準に適合していないと認められる場合
- (6) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
- (7) 虚偽の申請又は届出をした場合

(8) 登録に係る営業を廃止した場合

(9) 登録の廃止を届け出た場合

2 前項の規定により登録を取り消す場合は、学校給食用物資納入事業者登録取消し通知書（様式第6号）により通知するものとする。

附 則

この告示は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

冷凍食品類	加工食品類	麺類
肉類	魚介類	卵類
大豆製品類	こんにゃく類	乳類
デザート・飲料類	穀類	乾物類
缶詰・レトルト食品類	調味料類	野菜類
果実類		

別表第2（第5条関係）

黒磯学校給食共同調理場
共英学校給食共同調理場
西那須野学校給食共同調理場
塩原小中学校

＜物資規格＞

- 1 学校給食用物資の選定にあたっては、原則として本資料によるものとする。
- 2 本資料に挙げられていない品目については、その都度示すものとする。
- 3 本資料の規格について、疑問事項がある場合には連絡し、指示を受ける。
- 4 製品がリニューアルされた場合については、栄養成分、内容分析(原材料・配合等)や見本について、指示があった際に提出できるようにすること。
- 5 食品衛生法並びに関連法規を遵守し、安全性に問題のないことを適時書類等で証明可能なものとする。 証
- 6 食品添加物は食品加工上必要不可欠な最低限のものとし、不要なものは含まないこととする。 い

1 冷凍・冷蔵食品

基本事項（肉類以外）

品質の特性	①食品衛生法規格基準に即したもの ②冷凍・冷蔵状態が良好なもの ③賞味期限または消費期限が揃っているもの ④異味、異臭、異色のないもの ⑤昆虫、じんあい、その他異物を含まないこと
表示	①品名 ②製造(加工)会社名称及び所在地 ③賞味期限または消費期限 ④原材料名(加工品では原材料名、原材料産地、遺伝子組換え有無、食品添加物やアレルゲンなど法定表示義務事項) ⑤保存方法と基準(冷蔵10℃以下/冷凍-15℃以下) ⑥内容重量または数
取扱い	①表示温度で迅速に配送を行い、品質の低下がないように注意すること ②衛生上安全な容器に入れること ③容器の汚れ、つぶれがないこと ④衛生管理を徹底すること

基本事項(肉類)

品質の特性	①食品衛生法規格基準に即したもの ②肉質は色沢、鮮度ともに良好なもので弾力が適度にあり、ドロップの少ないもの ③異味、異臭、異色のないもの ④内臓、リンパ管、血管、骨などを含まないこと ⑤昆虫、じんあい、その他異物を含まないこと
表示	①品名 ②消費期限 ③産地(加工品では原材料名、原材料産地、食品添加物やアレルギーなど 法定表示義務事項) ④加工場所の所在地と名称 ⑤保存方法と基準(10℃以下) ⑥内容重量または数
取扱い	①加工する肉の種類及び切り方はその都度示す ②切身の場合は大きさ、形がそろったものを納品すること
その他	①生肉はビニール袋に包んだ上で、清潔な容器に入れ、衛生的に納品すること ②加工施設、加工機械器具類は加工直前に洗浄、消毒を行い、材料の取り扱いも含めた加工工程での衛生管理を徹底すること ③製造後は速やかに、かつ十分に冷却したものを納入すること ④配送は冷蔵車または適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように10℃以下の温度管理を徹底すること

(1) 冷凍食品類

品名	規格
とうもろこし さやいんげん むき枝豆 冷凍みかん 等	①葉物、豆類はあまり大きくないもので大きさ切り方が均一で揃っているもの、豆類は粒が揃ったもの ②病虫害、傷、変色、きょう雑物などのないもの ③ブランチングが適当なもの ④包装重量と正味がほぼ同じものであるもの ⑤包装が完全で凍結状態のよいもの
うどん スパゲティ ラーメン 等	①品質の良い原材料を使用すること ②食物アレルギー物質表示についてそばのコンタミネーションがある場合には表示すること
魚介共通	①新鮮な光沢を有し、弾力があり外観に異常を認めないもの ②異味・異臭のないもの ③昆虫、じんあい、その他異物を含まないもの ④グリーンミートによる緑色や変色がないもの ⑤身割れ、損傷、変形、乾燥、および油やけのないもの ⑥産地が明示できるもの ⑦大きさ、形がほぼ揃ったもの ⑧各切身が分離した状態で冷凍されているもの ⑨鮮魚の種類及び切り方はその都度示す
ぎょうざ、 しゅうまい、 肉だんご、メ ンチカツ、コ ロッケ、春巻 き、ハンバー グ等	別途指定する

(2) 加工食品類

品名	規格
ロースハム	①豚肉のロース肉で製造したもの ②色沢、香味が良好のもの ③燻製状態が良好のもの ④汚れ、カビ、ネットのないもの ⑤スライスにあたり、衛生的なもの

ベーコン	①豚肉のバラ肉で製造したもの ②色沢、香味が良好のもの ③燻製状態が良好のもの ④汚れ、カビ、ネットのないもの ⑤スライスにあたり、衛生的なもの
ソーセージ類	①豚ひき肉等と調味料、香辛料を加えて製造したもの ②色沢、香味が良好で歯切れの良いもの ③肉質の結着が良好で弾力のあるもの ④ケーシングの結びが完全で、気孔、カビ、ネットのないもの
さつまあげ ちくわ なると 等	①気孔がなく、弾力性のあるもの ②汚れやべとつき、ネットつきのないもの ③使用する魚肉の種類についてなるべく詳しく表記すること

(3) 麺類

品名	規格
うどん スパゲティ ラーメン 等	①品質の良い原材料を使用すること ②食物アレルギー物質表示についてそばのコンタミネーションがある場合には表示すること

(4) 肉類

品名	規格
豚肉	①原則として国産 ②生肉(または、急速冷凍したもの)
牛肉	①原則として国産 ②生肉(または、急速冷凍したもの) ③BSE検査書(下記参照)を提出すること ・都道府県の食肉衛生検査所が発行する検査証明書(コピー可・頭数分) ・BSE検査証明書一覧表 ・牛肉販売証明書(経路数分) ・牛肉仕込、納品証明
鶏肉	①原則として国産 ②生肉(または、急速冷凍したもの)

(5) 魚介類

品名	規格
生鮮魚介類	①指定した形状が均一かつ崩れていないこと ②ドリップの発生に注意すること ③納品形態は原則半解凍状態とする ④直接容器に入れないこと

(6) 卵類

品名	規格
鶏卵	①卵の表面に光沢がなく、ざらざらしているもの ②鮮度がよく、変色していないもの ③鶏卵規格に合致し、破損不潔品のないもの ④完全に洗浄されたもの ⑤衛生管理の行き届いた冷蔵施設において10℃以下で保管されたもの ⑥安全で衛生上清潔な容器で納入すること
液卵	①凍結全卵 ②容器は衛生的で、破損したり、商品価値を低下させるおそれのないもの ③殺菌されていること ④大腸菌群、サルモネラ菌が陰性であること ⑤納入時の温度管理は厳重にする(-18℃以下が望ましい)
うずら水煮	①光沢がよく、粒が揃い、卵殻の付着していないもの ②斑点、変色、つぶれのないもの

(7) 大豆製品類

品名	規格
豆腐 (絹ごし・木綿)	①温度管理をしっかりとしたもの(冷蔵品10℃、冷凍品-15℃以下) ②破損(型くずれ)がなく、柔らかすぎないもの
焼き豆腐	①木綿豆腐を焼き色均一に焼いたもの ②破損(型くずれ)がなく、柔らかすぎないもの
油揚げ	①表面は一律に適度の色(きつね色)に揚げ、破損・変形のないもの ②きれいな油で揚げ、油切れの良いもの

	③厚さが整い、弾力があり、適度の柔らかさを保つもの ④油やけのないもの ⑤温度管理をしっかりとしたもの(冷蔵品10℃、冷凍品-15℃以下)
生揚げ	①木綿豆腐を揚げているもの ②表面は一律に適度の色(きつね色)に揚げり、破損・変形のないもの ③きれいな油で揚げ、油切れのよいもの ④厚さが整い、弾力があり、適度の柔らかさを保つもの ⑤油やけのないもの

(8) こんにゃく類

品名	規格
こんにゃく つきこんにゃく しらたき	①水洗いが十分であく味、その他異味異臭、雑物のないもの ②光沢があり、弾力性に富み、食味のよいもの ③破損変形がなく、加熱による縮みの少ないもの ④商品は清潔な容器に入れ、水漏れのないよう納入すること ⑤井戸水を使用している場合は、前回の検査から最低1年以内に必ず水質検査を受検し、結果を1年間保管すること ⑥商品に記載された方法および温度で保存・配送を行うこと

(9) 乳類

品名	規格
牛乳・乳酸飲料	公益財団法人 栃木県学校給食会の規格による
チーズ (プロセスチーズ)	①品質：特有の風味があり、カビ・異味異臭がないもの よく成熟され、粉チーズはサラサラして固まりのないもの ②納品温度：15℃以下
バター	①納品温度：冷蔵品10℃以下、冷凍品-15℃以下
調理用ヨーグルト	①品質：発酵による固さが適度なものの。異味異臭がないもの ②納品温度：10℃以下
生クリーム	①納品温度：冷蔵品10℃以下、冷凍品-15℃以下

(10) デザート・飲料類

品名	規格
ゼリー、ババ ロア、プリ ン、ケーキ、 アイス 等	別途指定する
チョコ 等	
ジャム 等	
果汁飲料 等	

2 常温品

(1) 穀類

品名	規格	
精白米	公益財団法人 栃木県学校給食会の規格による	
パン		
マカロニ類	①サイズ：別途指定	組織が硬く、折れ、ひび割れ、破損、異物混入のないもの
スパゲティ		
小麦粉	①品質：乾燥良好で固まっていないもの	
パン粉	①品質：着色がなく、特有の香味があるもの	
でんぷん	①品種：原則としてじゃがいもでんぷん ②品質：固まっていないもの	
米粉	①品質：乾燥良好で固まっていないもの	

(2) 乾物類

品名	規格
凍り豆腐	①品質：よく乾燥しており、カビ・異味異臭のないもの 水戻し時の身割れがないこと
きなこ	①品質：すりあがりになめらかで、固まりのないもの 香味があり、油脂劣化臭のないもの
いりごま(白・黒)	①品質：粒が揃い、洗いごまで乾燥良好なもの 漂白していないもの 香味があり、油脂劣化臭のないもの
いりすりごま(白・黒)	①品質：すりあがりが適当で、皮が残っていないもの 香味があり、油脂劣化臭のないもの
切干大根	①品質：日光焼け等により茶色くなっていないもの 太さが均一のもの
ひじき・干し椎茸	①品質：よく乾燥していること
カットわかめ	①品質：水戻し時の大きさに大小がなく、均等なもの
青のり	①品種：青のり ②品質：粉状に細かく裁断され、緑色の鮮やかなもの

※依頼があれば、放射性物質検査証明書を提出すること

(3) 缶詰・レトルト食品類

品名	規格
缶詰・レトルト食品	①JAS規格品又はそれ以上のもの ②缶全体が変形・破損していないもの ③さび・汚れのないもの ④内容物は、変色・変質・異味・異臭・異物混入のないもの ⑤次の事項が明記してあるもの ・名称 ・原材料名(食品添加物を含む) ・原産地(製造場所) ・内容量 ・賞味期限(製造年月日) ・保存方法 ・製造者 ⑥賞味期限(製造年月日)は統一のものが望ましい

3 調味料

基本事項

品質の特性	①食品衛生法規格基準に即したもの ②保存状態が良好なもの ③賞味期限または消費期限が揃っているもの
表示	①品名 ②製造(加工)会社名称および所在地 ③賞味期限または消費期限 ④原材料名(加工品では原材料名、原材料産地、遺伝子組換え有無、食品添加物やアレルゲンなど法定表示義務事項) ⑤保存方法と基準(冷蔵10℃以下) ⑥内容重量
取扱い	①表示温度で迅速に配送を行い、品質の低下がないように注意すること ②衛生上安全な容器に入れること ③容器の汚れ、つぶれがないこと ④衛生管理を徹底すること ⑤冷蔵品については、冷蔵車または適切な保冷設備で配送し、品質の低下がないように10℃以下の温度管理を徹底すること

(1) 調味料類

品名	規格
しょうゆ みそ 等	①JAS規格品 ②遺伝子組み換え対象食品は、不使用である証明書を提出する

4 青果物

基本事項

流通規格	①原則として国産を優先する ②産地が明らかであること ③新鮮にして、採取後期日の経過していない成熟品であること ④本来の硬さあるいはやわらかさをこえていないもの ⑤ごみ、枯葉、きょう雑物などのないもの ⑥病虫害、泥土などの不純物を含まず、傷み・腐敗のないもの ⑦根、葉、茎などの切断部分を不要に残さないもの ⑧「とう(変色)」、「す」のはいったもの、変形、折れ、割れ 傷 などはのぞいたもの ⑨長さ、太さなど形状を揃え、著しく品質形状の異なるものを 混 入していないもの
取扱い	①コンテナで納品する場合は清潔なものを使用すること ②品物の品質等を確認してから納品すること

(1) 野菜類

品名	規格
生鮮野菜類一般	①国内産を原則とする（市内産、県産、国産、外国産の順に優先する） ②泥はできる限り落として納品する ③極端にふぞろい、規格外のものについては、指定したもの以外不可とし、交換扱いとする ④規格は発注書に記載する ⑤検収時に腐敗や病虫害等で納品量が不足した場合は、交換または返品を都度協議とする 交換については、指定した物資とする

(2) 果実類

品名	規格
生鮮果実類一般	①国内産を原則とする ②極端にふぞろい、規格外のものについては、指定したもの以外不可とし、交換扱いとする ③規格は発注書に記載する ④検収時に腐敗や病虫害等で納品量が不足した場合は、交換または返品を都度協議とする 交換については、指定した物資とする ⑤柑橘類はワックスを使用していないもの

那須塩原市教育委員会 様

学校給食用物資納入事業者登録申請書

学校給食用物資納入事業者として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

住所又は所在地	(〒 —)	
法人名 (屋号) (個人名)	フリガナ	
代表者の 職・氏名	役職名	
	フリガナ	
	氏名	
連絡先	電話	
	FAX	
	E-mail	
本件担当者	氏名	
	連絡先 (携帯電話)	

納入可能品目 (納入可能な品目を全てチェックすること。)	
〈物資区分〉 ☐冷凍食品類 ☐加工食品類 ☐麺類 ☐肉類 ☐魚介類 ☐卵類 ☐大豆製品類 ☐こんにゃく類 ☐乳類 ☐デザート・飲料類 ☐穀類 ☐乾物類 ☐缶詰・レトルト食品類 ☐調味料類 ☐野菜類 ☐果実類	
配送可能区域 (配送可能な区域全てにチェックすること。)	
〈配送区域〉 ☐黒磯学校給食共同調理場 ☐共英学校給食共同調理場 ☐西那須野学校給食共同調理場 ☐塩原小中学校	
事業概要	

当該事業の 開始年月日	年 月 日		資本金	千円	
従業員数	人		直近年度の 総売上高	千円	
配送車両	合計	台			
	内訳	一般車両	保冷库	冷蔵車	冷凍車
		台	台	台	台
主な取引先					
主な仕入れ先					
施設概要	種類	自社施設		委託先施設	
	店舗	棟	m ²	棟	m ²
	加工施設	棟	m ²	棟	m ²
	倉庫	棟	m ²	棟	m ²
	冷蔵施設	棟	m ²	棟	m ²
	冷凍施設	棟	m ²	棟	m ²

〈添付書類〉

- ☐ 営業を行っていることを明らかにする書類
- ☐ 食品営業許可証の写し（※１）
- ☐ 直近の食品衛生監視票及び２か月以内の従業員の腸内細菌検査結果証の写し（※１）
- ☐ 納税証明書又は完納証明書（個人の場合は住民税、法人の場合は法人住民税）（※２）
- ☐ 誓約書（様式第３号）
 - ※１ 食品営業許可業種でない場合は添付不要
 - ※２ 事業者の本店等の住所地又は所在地が市内の場合は、第２号様式に代えることができる。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

那須塩原市教育委員会 様

（申請者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

市税等滞納調査同意書

那須塩原市学校給食用物資納入事業者登録のため、私的那須塩原市税等の滞納の有無について、那須塩原市教育委員会が調査することに同意します。なお、調査の結果、市税等の確認が取れなかった場合は、別途那須塩原市教育委員会が指定する内容に従います。

誓約書

那須塩原市への学校給食用物資納入に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食 に関 する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを 理解していること。
- 2 栃木県内に本店、支店、営業所、工場その他の固定した施設を有していること。
- 3 食品に関する営業実績が継続して2年以上あり、経営状況が良好であること（ただし、登録 者が新たに会社を設立した場合を除く。）。
- 4 申請を行う事業所が所在する市町村の市町村税に滞納がないこと。
- 5 倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、配送車両その他の衛生管理上必要な設備を有し、品質管理が適正に 行われていること。
- 6 食品の製造加工に係る場合は、従業員の腸内細菌検査を定期的実施し、その結果を教育委 員会から求められた場合は、遅滞なく提出できること。
- 7 教育委員会から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出できるこ と。
- 8 随時の立入検査等については、速やかに応じることができること。
- 9 食品に関する法律及びその他の関連法令を遵守していること。
- 10 学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給でき、指定した期日及び時間に指定の場所に納 入できる能力を有すること。また、不測の事態においても、誠実かつ迅速に対応できること。
- 11 その他給食用物資の納入にあたっては、「那須塩原市学校給食用物資納入事業者登録要綱」 及び「那須塩原市学校給食用物資納入事業者処分要領」を遵守し、誠実にこれを行うこと。
- 12 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行わないこと。
- 13 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力 団員等ではないこと。
- 14 各項の誓約事項に違反した行為のため、不適格事業者であると那須塩原市が認めたときは、 登録を取り消されてもこれに伴う損害は請求しないこと。

年 月 日

那須塩原市教育委員会 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名又は氏名

連絡先

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

氏名又は代表者職氏名 様

那須塩原市教育委員会

学校給食用物資納入事業者（登録・不登録）通知書

貴社（店）を、次のとおり那須塩原市学校給食用物資納入事業者登録名簿に登録（する・しない）こととしたので、通知します。

1 登録有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 納入物資

〈物資区分〉

- | | | | | |
|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| ☐ 冷凍食品類 | ☐ 加工食品類 | ☐ 麺類 | ☐ 肉類 | ☐ 魚介類 |
| ☐ 卵類 | ☐ 大豆製品類 | ☐ こんにゃく類 | ☐ 乳類 | |
| ☐ デザート・飲料類 | ☐ 穀類 | ☐ 乾物類 | ☐ 缶詰・レトルト食品類 | |
| ☐ 調味料類 | ☐ 野菜類 | ☐ 果実類 | | |

3 配送先

〈配送区域〉

- | | |
|--|--------------------------------------|
| ☐ 黒磯学校給食共同調理場 | ☐ 共英学校給食共同調理場 |
| ☐ 西那須野学校給食共同調理場 | ☐ 塩原小中学校 |

4 不登録理由

様式第 5 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

学校給食用物資納入事業者登録事項
変更・廃止届

那須塩原市教育委員会 様

住所又は所在地

商号又は名称

氏名又は代表者職氏名

登録事項を（変更・廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

変更事項掲載欄（該当項目のみ記載してください。）		
住所又は所在地	(〒)	
法人名 (屋号) (個人名)	フリガナ	
代表者の 職・氏名	役職名 (肩書)	
	フリガナ	
	氏名	

様式第 6 号（第 13 条関係）

年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

氏名又は代表者職氏名 様

那須塩原市教育委員会

学校給食用物資納入事業者登録取消し通知書

貴社（店）の登録を、次のとおり取り消したので、通知します。

1 登録取消し日

年 月 日

2 登録取消しの理由